令和　　　年　　　月　　　日

シェア型

補助条件等に関する誓約書

* 申請に該当する下記の条件について確認・承諾したものについて□にチェックしてください。

補助対象者、事業等の条件等

* 申請に係る事業（以下「本事業」）は、松戸市内において新たに補助対象施設を設置する事業であり、既存施設の改修や増築等を行なうものではありません。
* 本事業は、市内で既に営業している施設の移転に係るものではありません。
* 国税及び市区町村税の滞納はありません。

（市内に住所を有する者又は市内に事業所を有する法人その他の団体　…　松戸市税

　上記以外の者又は法人その他の団体　…　所在する市区町村税）

* 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではありません。
* 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実はありません。
* 松戸市又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されたことはありません。
* 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者ではありません。
* 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のあるものが運営に関与していると認められる事業ではありません。
* 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用を行なっています。
* 本事業と類似する施設を整備・運営したことがある等、補助対象事業を遂行できる実施体制や実施能力（経理その他事務を含む）を有しております。
* 本事業の実施に当たり松戸市以外からの補助金の交付は受けません。
* 本事業の実施に当たり必要な許認可の取得や届出等を行なうとともに、法務・労務等当該事業の実施に係る全ての関係法令を遵守します。
* 本事業において設置する施設は、要綱・募集要項記載の補助対象施設の要件を満たすものです。
* 補助対象施設の設置に関する工事について、貸主の了承を得ています。（建物を賃借する場合）
* 本事業は、補助対象施設の営業開始日から3年以上継続して運営するものです。
* 補助金の交付決定を受けた場合には、市のホームページなどを通じて公表して構いません。
* 上記の他、補助事業等の要件、取り扱いは、要綱・募集要項を確認し従います。

上記記載事項に誤りがないことを誓約いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印